

青梅市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 2 3 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

青梅市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「政令で定める者」の次に「(介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「施行規則」という。）第 2 2 条の 2 3 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第 1 6 条中「介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第 4 6 条第 1 項中「政令で定める者」の次に「(施行規則第 2 2 条の 2 3 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第 5 9 条の 9 第 4 号、第 5 9 条の 1 0 第 5 項および第 5 9 条の 2 0 の 3

中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第61条第1項各号列記以外の部分中「特定施設」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。))の事業」を「指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

青梅市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」および「指定夜間対応型訪問介護」にかかるサービスを提供する「訪問介護員等」の資格について、次のように見直しを行う。(第5条関係、第46条関係)

改正後	現 行
(略) 介護福祉士または法第8条第2項に規定する政令で定める者 (介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。※) をいう。	(略) 介護福祉士または法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。

※ 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する研修の課程には、従来の「介護職員初任者研修課程」のほかに、新たに「生活援助従事者研修課程」が追加されたが、訪問介護員等の資格については「介護職員初任者研修課程」を修了した者に限定するため。

(2) その他所要の規定の整備

3 施行期日

平成30年4月1日

青梅市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第33号）

改正後	現行	備考
<p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p> <p>第5条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士または法第8条第2項に規定する政令で定める者（<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。</u>）をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p> <p>第5条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士または法第8条第2項に規定する政令で定める者_____をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）</p> <p>(2)～(4) 略</p>	
<p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が<u>施行規則</u></p> <p>第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者またはその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）</u></p> <p>第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者またはその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>	
<p>(指定夜間対応型訪問介護)</p> <p>第46条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護にお</p>	<p>(指定夜間対応型訪問介護)</p> <p>第46条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護にお</p>	

いては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士または法第8条第2項に規定する政令で定める者（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）の訪問の可否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）およびオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。

2 略

（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 地域密着型通所介護従業者 は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5)および(6) 略

（地域密着型通所介護計画の作成）

第59条の10 略

2～4 略

5 地域密着型通所介護従業者 は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況および目標の達成状況の記録を行う。

（準用）

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20

いては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士または法第8条第2項に規定する政令で定める者

をいう。以下この章において同じ。）の訪問の可否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）およびオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第1項第1号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。

2 略

（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 指定地域密着型通所介護従業者 は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5)および(6) 略

（地域密着型通所介護計画の作成）

第59条の10 略

2～4 略

5 指定地域密着型通所介護従業者 は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況および目標の達成状況の記録を行う。

（準用）

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20

条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条および第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項ならびに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護事業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間および深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間および深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項および第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第61条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設または特定施設をいう。以下この項において同じ。））に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者および併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定

条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条および第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項ならびに前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護事業者」という。）」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間および深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間および深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項および第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第61条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設または特定施設_____に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。））の事業を行う者および併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定

<p>認知症対応型通所介護事業所」という。) ごとに置くべき従業員の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 2～7 略</p>	<p>認知症対応型通所介護事業所」という。) ごとに置くべき従業員の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 2～7 略</p>	
---	---	--

<p><u>付 則</u> この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>		
---	--	--